

令和6年8月27日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 松枝 千鶴

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年7月30日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された  
標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至  
らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊藤 周平	瀬口 毅士	松枝 千鶴
労働者代表委員	海蔵 伸一	白石 裕治	眞下 浩一
使用者代表委員	岩重 昌勝	千代森 修一	濱上 剛一郎



## 令和6年度運営小委員会における労使の主な主張

### 《電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業》

#### ○ 労働者側主張

- (1) 特定(産業別)最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っている。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っている。
- (2) 特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金と役割や意義が全く違うものであること、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持っていることなどに重点を置き、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で合意形成を図っていくことが必要不可欠であると考えている。
- (3) 電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定(産業別)最低賃金」である「法定電気機械器具製造業最低賃金」が、その役割と機能を果たし続ける、続けられると考えている。
- (4) 鹿児島県の製造業における電機産業の状況は、製造業全体に占める従業者数、製造品出荷額、付加価値額といった数値から、電機産業は正に主要産業であり、鹿児島県の経済における重要な役割を担っている。
- (5) 鹿児島県は、高卒新卒者の県外流出は全国で4位、38.6%となっている。その流出した高卒新卒者の受け入れ地は多い順に九州内である福岡県、そして東京、大阪となっている。他県においても県外流出については非常に重く受け止めて、労側、使側も重要課題と捉えて、特定最賃の審議の場でも優先度高く議論をしているところもある。将来鹿児島を担うであろう世代へ鹿児島に残ってそこで活躍してもらおうという点において、鹿児島県、そして電機産業の魅力を発信することも必要と考えている。
- (6) 電機産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていく取り組みを強く望むものであり、専門部会の設置を求める。

#### ○ 使用者側主張

- (1) 電機関係の特定(産業別)最低賃金については、業界が産業として他に対し、優位性を持っているとは過去の経緯からも言い難い状況である。
- (2) 電機関係については、適用業種が広すぎると考えられること及び一部の企業を除くと全産業の中で優位性があるか分からないことについて、昨年から継続した状況であり、この状況で新たな額の議論は必要ないとする。
- (3) 地域別最低賃金が56円と大きく上がる見込みで、電機関係においてもこの

上げ幅程度で適正であると考えている。

- (4) 地元就職、就業人口及び価格転嫁の問題は電機関係に限らず、全産業の問題である。特に電機関係は外国との競争もあり、他の産業に対する優位性の前に、中小・零細事業場も含めていかに効率良いコストで外国と争っていくかが課題である。
- (5) 以上をもって、電機関係の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性はないものとする。